

三浦市議会議員政治倫理審査会記録（第15回）

- 日 時 令和4年5月24日 午後1時17分～午後1時36分
午後2時43分～午後2時46分
- 場 所 第一会議室
- 審査事項 (1) 政治倫理基準違反の行為の存否について
(2) 必要な措置について
- 出席委員 委員長 出口眞琴
副委員長 溝川幸二
委員 寺田一樹、鈴木敏史、長島満理子、小林直樹、神田眞弓
- 出席議会事務局職員 下田 学議会事務局長、福田正雄議会総務課長、
長島ひろみ議事グループリーダー
-

- 委員長 ただいまより三浦市議会議員政治倫理審査会を開きます。

初めに申し上げます。報道関係者から写真撮影の申出がありました。許可いたしますので、会議の支障とならない範囲でお願いいたします。

今回も「政治倫理基準違反の行為の存否について」から審査を進めてまいります。

前回の審査会では、政治倫理基準に違反する行為が認められるかについて、それぞれのお考えを伺いましたが、違反行為の有無、また、その理由についても意見が分かれております。したがって、前回出された意見の中から、共通して示されました見解をもって当審査会の審査結果にしたいと思います。

それでは、お諮りいたします。

調査請求のありました藤田 昇議員に関しましては、令和3年3月10日都市厚生常任委員会での陳情審査の際に、陳情者として出席していた調査請求者に対し、恐怖心を与え、当市議会に対し陳情することを抑制するような威圧的な発言を行ったこと、また、陳情者の誤解を解くために行ったと当該議員が主張する発言は、実際は当該議員の調査不足及び誤解の下に行われたものだったことについては、市民全体の代表者としての品位を損ねるものであったということ、さらに、三崎小学校Tシャツ及び東日本大震災義援シャツ（ポロシャツ）の受注については、発注者側と当該議員との間に何らかのつながりがあるという疑惑を市民から持たれたということ、以上の点から、政治倫理条例第4条第1号に定める政治倫理基準に違反する行為があったと認めることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

- 委員長 挙手多数であります。よって、当審査会としては、ただいま申し上げました点により

第4条第1号に定める政治倫理基準への違反行為があったことを認めるということで、決定をいたします。

続きまして、審査の結果、政治倫理基準に違反する行為が認められましたので、条例第9条第4項により当該議員に対して必要な措置を議長に勧告することができますが、この点について皆さんのご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○委員 前回もお話しさせていただいたことと同じになりますけれども、措置について。

請求者から、昨年3月10日の都市厚生常任委員会での陳情に対して、陳情を強く抑制するような発言をされ、心的なショックを受け通院している、市民の代表とは言えない行動だと思えますという内容の審査請求が提出され、政治倫理基準違反の行為の存否について14回政治倫理審査会が開催されました。

前回の審査会にて発言させていただいたとおりで、三浦市議会は「市民に開かれた、市民のための議会」を目指しています。陳情は困ったことや、こうしてほしいことがあるときに、実情や心情を述べ、議会などに要望を訴える手段であり、陳情の内容を否定するものではなく、陳情者の思いを考え、そのまま受け止めるものであり、今まで丁寧に扱ってきたと思えます。

しかしながら、当該議員は陳情内容に誤解があり、誤解を解くためとあって、陳情者に対して、陳情を抑制する意図ある発言ではないとはいっても、威圧的な発言や行政側の立場に立っていると思わざるを得ない発言をし、委員長として行き過ぎた行為であったと思えます。また、誤解を解くための発言と説明されていましたが、当該議員の調査不足、教育委員会が説明不足だということで陳情者が誤解をしていなかったこととなり、審査会中に解明されましたが、不穏当発言として削除されていますが発言したことは事実であり、陳情者が威圧的な発言として受け止めたことは、市民の陳情をする権利を抑制する発言でありました。とはいっても、当該議員が調査不足を認めたということは尊重したいと考えます。

よって、政治倫理条例第4条第1号「市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」に抵触すると前回発言させていただきましたとおり、常任委員会や審査会中の発言は、議会の信頼を損ね、市民に対して疑惑を持たれる行為だと考え、問責決議が妥当と私は考えます。

以上です。

○委員 前回も発言させていただきましたけれども、先ほど委員長からお話がありましたとおり、

「市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」、これは第4条第1号に値するものでございます。しかし、恐怖心を与えるような発言があったこと、陳情者の誤解を解くための威圧的な発言をしたということは事実であります。

しかし、本人が調査不足という非を認めたということから、問責決議が妥当と思えます。

以上です。

○委員　私も前回のときに申し上げましたとおり、問題なしという発言をさせていただきました。今回このような結果に終わったことにつきましては、嚴重注意が妥当かと思えます。

以上です。

○委員　初めに、審査会としての措置についてです。政治倫理条例第9条第4項で「審査会は、当該議員が政治倫理基準に違反すると認めるときは……必要と認める措置を勧告することができる」と規定されています。先ほど、審査会として藤田議員が政治倫理基準に違反する行為があったと認めました。そこで、必要と認める措置についてですが、議員辞職を勧告すべきだと考えます。

次に、措置の判断の理由についてです。1点目は、疑惑を持たれたことです。三小Tシャツと復興ポロシャツの契約当事者は藤田議員です。三小Tシャツについては、教育長が校長だったときに契約をし、教育長に関する発言を控えろというような発言までして、叱責のような態度を取り、市民に疑心を起こさせると疑惑を持たれています。また、赤字にもかかわらず受注をしたことは、公職選挙法に規定されている寄附の禁止に抵触するおそれがあると考えられます。復興ポロシャツについては、公共性の強い機関と議員との間にいろいろなつながりがあることを連想させる行為だと考え、市民に不信感を抱かせると疑惑を持たれています。これらは、先ほども議論されていましたが、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為であり、政治倫理条例に違反していると言えます。

2点目は、調査請求者への対応です。藤田議員は審査会の場面では、調査請求者に対して申し訳ありませんと言っています。しかしながら、直接的に謝罪をしていないばかりか、手紙やメールでの連絡も取っていません。代理人から連絡をしてほしいという具体的な提案にも応えていません。このことは、本心からのおわびではないと考えられます。そして、反省をし、自ら責任を取るという姿勢が全くないと言えます。これは、議会基本条例第6条に規定されている、市民の代表者として高い倫理性が求められていることを深く自覚し、人格及び倫理の向上に努めなければならないに反していると言えます。

3点目は、審査会での態度です。当初、藤田議員は、調査請求者の誤解を解くためにと発言をして、自身の発言を正当化していました。また、藤田議員は、調査請求者が陳情書処理規程に違反しているかのような発言をし、審査会においても調査請求者を攻撃し、傷つけています。それに対して調査請求者からは、名誉を著しく毀損し、一般市民を悪者に仕立て上げておとしめる言動だとして嘆願書も提出されています。政治倫理審査会において、繰り返し言い訳をしてきたこと、また調査請求者を攻撃し傷つけてきたことは、政治倫理条例第2条第2項に規定されている「自ら潔い態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにする」に反していると言えます。このような審査会での藤田議員の態度が、15回も、1年近くも長引かせる原因となっており、その責任は重大です。

4点目は、かつての議員辞職勧告との比較です。かつて三浦市議会は、休憩中に傍聴者へ暴言

を吐いたとして、議員辞職勧告を決議しています。藤田議員はそのときの特別委員会で、非常に前代未聞、辞職勧告に相当すると発言をしています。今回、令和3年3月10日都市厚生常任委員会で、三浦市学校教育ビジョンの白紙撤回についての陳情書の審査の際に、藤田議員は陳情者に対して恐怖心を与えるような威圧的な口調で、資料によりますと、改めていただきたい、正しい発言ではない、控えていただきたいという趣旨の発言をしました。調査請求者は、その発言により精神的ショックを受け、精神科を受診し、現在も通院しています。藤田議員は審査会の中で、自身の威圧的な発言で市民が傷ついたことを認めています。議員の発言で、市民が精神的ショックから治療を受けているということで、かつての傍聴者への暴言と同様の事案だと言えます。さらに、今回は都市厚生常任委員会の陳情の審査中に起きたことです。議会中に起きたということで、かつての休憩中に起きた事案以上に議会の品位と名誉を著しく損ない、「市民に開かれた、市民のための議会」という議会基本条例の目的に真っ向から反する事案だと言えます。

疑惑を持たれたこと、調査請求者への対応、審査会での態度、かつての議員辞職勧告との比較、この4点を総合的に勘案すると、審査会として必要と認める措置については、議員辞職を勧告すべきだと判断します。

以上です。

○委員　私は、議員が同僚議員の処分を考えるということは本当に難しいものだと、以前から思っております。それはなぜかという、私たちは市民の負託を受けて議員になっていますが、同じ立場にある者として、特定の議員の処分についてどうこう言及するのは、場合によっては、その議員に託した市民の気持ちを無にすることにもつながりかねないのではと考えているからであります。しかしながら、今回は政治倫理条例に違反する行為があったと判断したため、藤田議員に対する措置を私なりに考えさせていただきました。

昨年3月10日の陳情審査中に、藤田議員は陳情者が威圧的と感じる発言をしたことを認めています。その後、陳情者が体調を崩した原因が、そのときの威圧的な発言によるものということも認めています。陳情者は今現在も治療を継続していると思いますが、この審査会に提出された数々の資料から確認できた中では、少なくとも今年4月19日現在において体調が回復していないことが確認できています。実に1年以上もの間、体調が優れず通院を余儀なくされているといったことでしょうか。日常生活やお仕事など様々な面で、昨年3月10日以前のような暮らしができなくなりました。本来、私たち議員は市民の生命、財産を守り、生活の向上に寄与するために存在していると思っています。その議員が、市民の日常の生活を奪い、経済的負担まで強いような現象を起こすことは言語道断であります。少なからず、ここに政治的・道義的責任が発生することは、誰もが認めることだと思います。

三浦市議会では平成28年に、傍聴者に対し暴言を吐き、暴言を吐かれた市民が体調不良に陥るという前代未聞の事案が発生しました。このとき三浦市議会としては、暴言を吐いた議員に対し厳しい姿勢で臨み、辞職勧告決議を行っています。このときの事案と、今回、藤田議員が陳情者

に対し威圧的な発言を行い、陳情者が体調を崩したという現象は同じであるということ、第8回審査会の中で藤田議員ご自身も認めました。過去の事例があったからこそ、より一層そういうことには気をつけねばならない三浦市議会にあって、同様の事例が起きてしまったことは非常に残念でしかありません。藤田議員に対する措置を考えるに当たって、過去の同様の事案、そして、その事案に対する三浦市議会の判断を無視することはできません。当時、三浦市議会として下した判断は辞職勧告でした。藤田議員は、そのときと同じ現象を起こしてしまったことは認めています。したがって、今回取るべき措置としては、ほかに何も申さずとも辞職勧告しかないと思います。

もう一言付け加えますと、藤田議員は平成28年当時、暴言を吐いた議員に対し、「市民より負託を受けた議員として、市民に信頼されなければならない。また、市民の奉仕者として、同じ三浦市議会議員として全く考えられません。このような言動は、議会の信頼と名誉を著しく損ね、市民の期待を裏切る行為であります。いかなる理由があろうとも決して許されることではありません。市民のための議会として、市民の信頼を回復するためというならば、直ちに市議会議員の職を辞任することを強く求めます」と迫っています。さらには、「市民から負託を受けた三浦市議会議員として深く反省をして、職を辞して謝罪をすることが市民への信頼回復につながる」とも説いております。このときの言葉をぜひご自身に投げかけ、この審査会の結果を待つだけではなく、ご自身なりの責任の取り方というものを明らかにしていただきたいと思っています。

以上です。

○副委員長 政治倫理条例第4条第1号に違反があったものと認めてはおりますが、議員という立場で公の場で謝罪を行ったことを重く受け止めております。また、今後も調査請求者への謝罪を行うことは藤田議員より何度も聞いておりますので、嚴重注意が妥当と考えます。

以上です。

○委員長 今、各委員さんのご意見を頂きましたが、一致したものはなりませんので、この際、暫時休憩いたします。

○委員長 再開いたします。

措置に関しましてのご意見を頂き、休憩をさせていただきましたが、この際、委員のほうで何かご発言がありましたら、お願いいたします。

○委員 先ほど休憩中に、藤田議員から議長に対して、副議長職や委員会における副委員長職、さらには会派の代表を辞任する意向が示されたようでありますので、藤田議員なりの責任の取り方を示してくれたことも考慮して、先ほど辞職勧告が妥当の旨、発言しましたが、問責決議が妥当であると私なりの結論を変更させていただきます。

○委員長 他に。（「なし」の声あり） それでは、必要な措置につきましては意見の一致を見ませんでしたので、採決により決定いたします。

皆さんからの意見は3つに分かれておりましたので、順に採決を行います。

お諮りいたします。今回の件に関する必要な措置といたしまして、当該議員に対する辞職勧告決議を行うことを勧告することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手少数であります。よって、辞職勧告決議を行うことについては否決されました。

続いて、お諮りいたします。必要な措置として、当該議員に対する厳重注意を行うことを勧告することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手少数であります。よって、厳重注意を行うことについては否決されました。

続いて、お諮りいたします。必要な措置として、当該議員に対する問責決議を行うことを勧告することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○委員長 採決の結果、可否同数であります。したがって、政治倫理条例施行規程第6条第3項により、委員長が可否を裁決いたします。

委員長といたしましては、問責決議を行うべきものと裁決いたします。

よって、当審査会といたしましては、問責決議の提出について議長に勧告することに決しました。

それでは、本日の審査は、ここまでといたします。

次回の開催日時につきましては、正副委員長で協議の上、通知いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で三浦市議会議員政治倫理審査会を散会いたします。ご苦労さまでした。
